

# 医師の働き方改革

2024年4月から医師にも時間外労働の上限規制が適用されます。備えは十分ですか？

- 医師の働き方改革の制度概要を御存知ですか？
- 医師の労働時間を把握していますか？  
(副業・兼業先の労働時間は自己申告等により把握します)
- 2024年4月から、どの水準の適用を目指すか決めていますか？

⇒ 1つでもNoがあれば、まずは、本チラシをCheck！！

- \* より詳細な制度内容は「いきサポ（いきいき働く医療機関サポートWeb）」よりご確認くださいませ！
- \* 各都道府県設置の「勤改センター（医療機関勤務環境改善支援センター）」が無料相談を受け付けています。

各都道府県の勤改センターの連絡先は、いきサポより検索可能です。

いきサポには好事例や関連セミナー動画も掲載されています。

いきサポ

サイト内検索 検索

文字サイズ 小 大

勤務環境の改善とは

取組み事例の紹介

自己診断

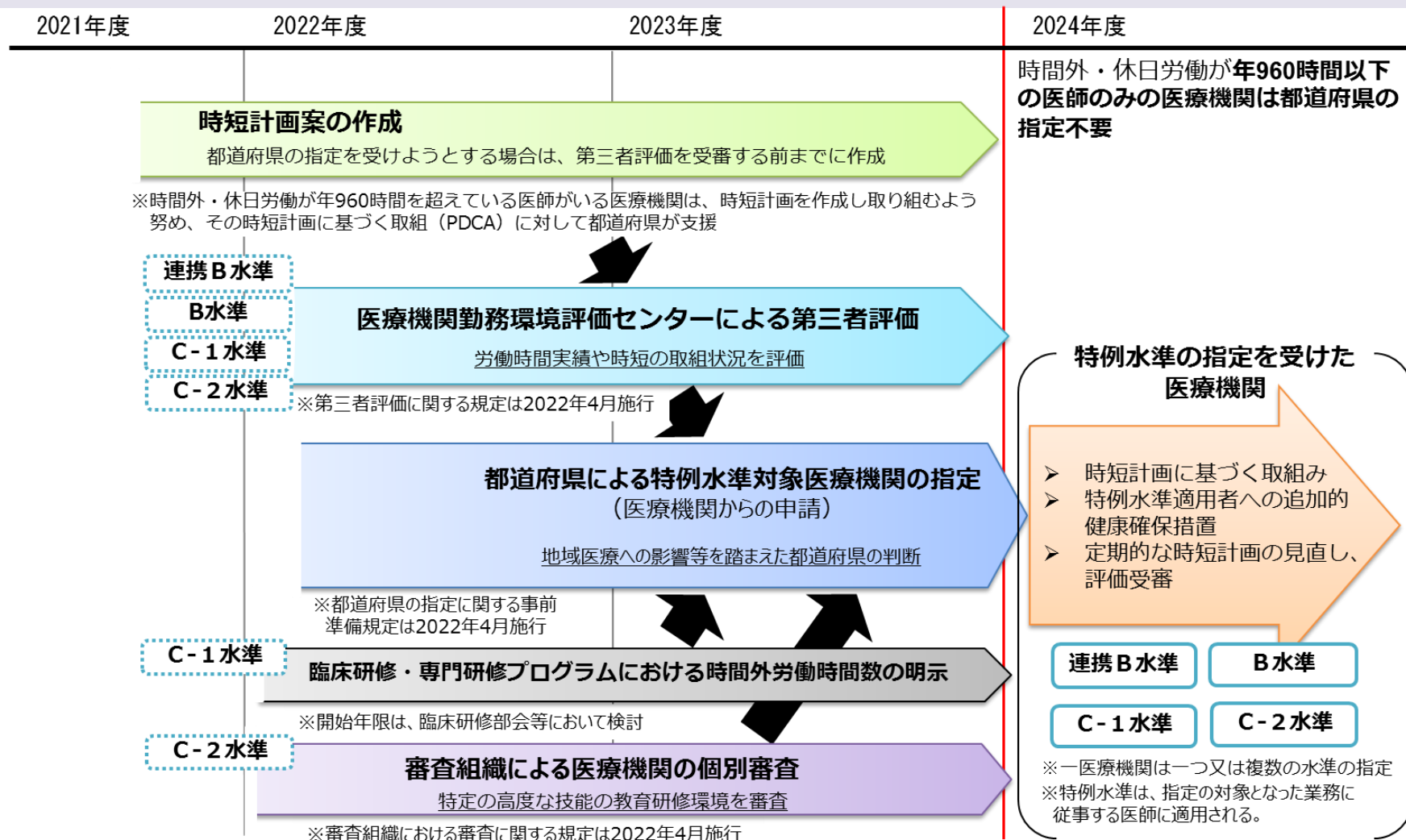
役に立つ情報

医療勤務環境改善センター

その他

# 2024年4月に向けて、手続きが必要になることも！ 医師の労働時間を把握し、必要な取組を確認下さい！

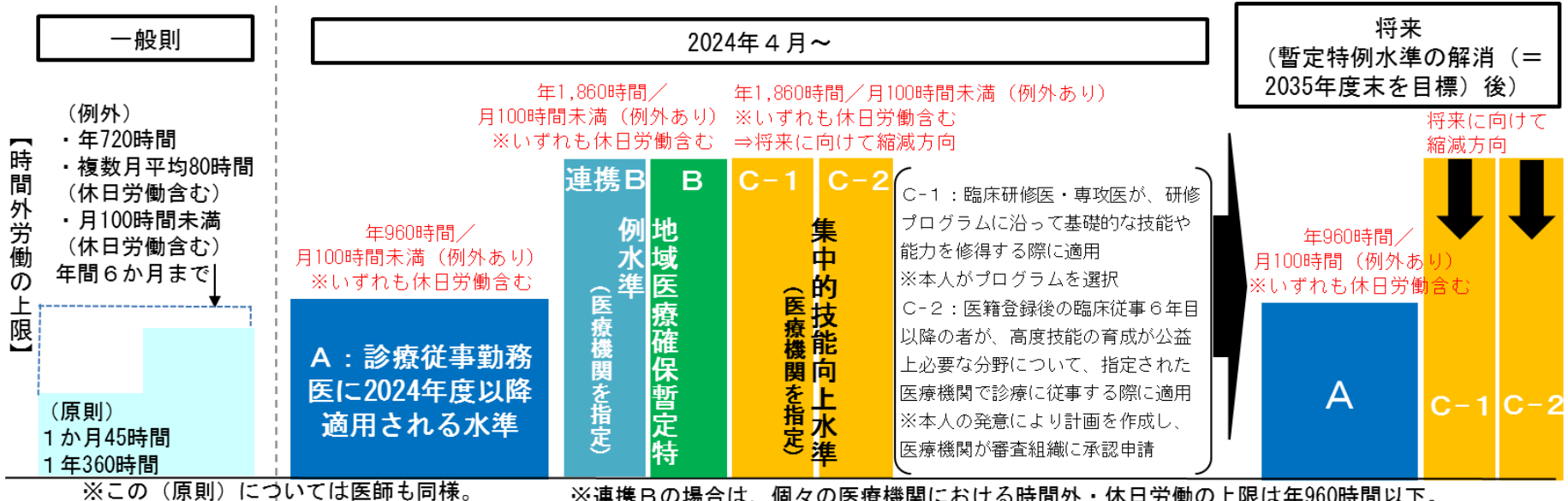
2021年度中に労働時間（実態）を把握し、ゴール（どの水準を目指すか）を設定し、取組を開始することが必要。



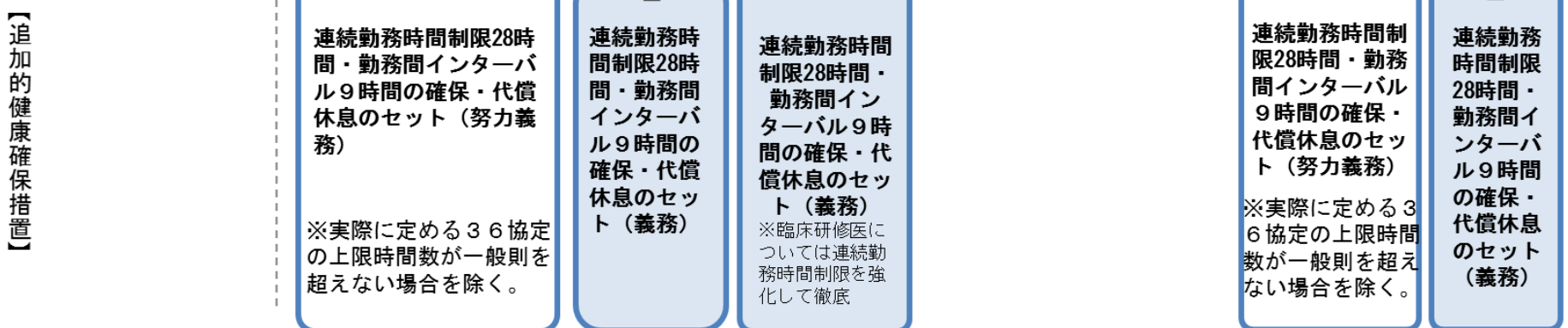
医師の働き方改革に関する御相談は、勤改センター（医療勤務環境改善支援センター）へ！  
\* 勤改センターの連絡先は「いきサポ」<https://iryou-kinmukankyuu.mhlw.go.jp/>から検索いただけます。

# 2024年4月～ 医師の働き方改革 制度概要

2024年4月以降は、年960時間超の時間外・休日労働が可能となるのは、都道府県知事の指定を受けた医療機関で指定に係る業務に従事する医師（連携B・B・C水準の適用医師）のみ



## 月の上限を超える場合の面接指導と就業上の措置



※あわせて月155時間を超える場合には労働時間短縮の具体的措置を講ずる。

# 労働時間を把握して、連携B・B・C水準の適用の要否の検討を！

所属する医師に異なる水準を適用させるためには、医療機関はそれぞれの水準についての指定を受ける必要がある。  
副業・兼業先の労働時間は自己申告等により把握し、通算して管理する。

